

委提第3号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

平成24年12月14日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 桂 祐 司

北本市議会議長 福島 忠 夫 様

## 政務調査費の交付に関する条例改正スケジュール

| 日 時                   | 内 容  | 備 考 |
|-----------------------|--|-----|
| 12月12日(水)<br>代表者会議終了後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の交付に関する条例のスケジュールについて</li> <li>・ 政務活動費準則に対する会派意見について</li> </ul> |     |
| 1月中旬<br>1月 日 ( )      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の交付に関する条例改正案について</li> </ul>                                    |     |
| 2月18日(月)<br>午前10時30分  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北本市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について</li> </ul>                       |     |
| 2月25日(月)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北本市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 提出、表決</li> </ul>                        |     |

## 北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条中「第138条」を「第146条」に改める。

第164条を第172条とし、第7章中第163条を第171条とし、第6章中第162条を第170条とし、第161条を第169条とする。

第160条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第168条とする。

第159条を第167条とし、第158条を第166条とする。

第157条第2項中「第106条（秘密の保持）第2項」を「第113条（秘密の保持）第2項」に改め、同条を第165条とする。

第5章中第156条を第164条とし、第148条から第155条までを8条ずつ繰り下げ、第4章中第147条を第155条とし、第143条から第146条までを8条ずつ繰り下げ、第3章中第142条を第150条とし、第136条から第141条までを8条ずつ繰り下げる。

第135条の2第3項中「第133条」を「第140条」に、「第134条」を「第141条」に、「第135条」を「前条」に改め、第2章第7節中同条を第143条とする。

第135条を第142条とし、第134条を第141条とする。

第133条第2項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に改め、同条を第140条とする。

第132条第1項中「公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）」を「公述人」に改め、同条第2項中「片寄らないように」を「偏らないように」に改め、同条を第139条とする。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げ、同章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、同章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げ、同章第3

節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とし、同章第2節中第104条を第111条とし、第99条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第88条から第96条までを7条ずつ繰り下げ、第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げ、同節を同章第10節とし、同章第8節の次に次の1節を加える。

#### 第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ、文書でその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条（公述人の発言）、第82条（議員と公述人の質疑）及び第83条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条の改正規定（同条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。